

結城市教育委員会と白鷗大学教育学部との連携に関する協定書

結城市教育委員会（以下「甲」という。）と白鷗大学教育学部（以下「乙」という。）は、次のとおり連携協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、結城市と白鷗大学の連携に関する協定に基づき、甲及び乙がお互いに連携・協力し、人的・物的資源の交流を図ることにより、結城市における教育及び乙における教育・研究の充実・発展に資することを目的とする。

（連携・協力内容）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、連携・協力するものとする。

- (1) 大学生による小中学校等の学校インターンシップの推進
- (2) 大学生の小中学校等における教育実習の促進
- (3) その他双方が必要と認める事項

（連携・協力会議）

第3条 前条に掲げる事項の円滑な推進を図るため、必要に応じて連携・協力会議を開催する。

（協定の期間等）

第4条 この協定の有効期限は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに甲又は乙のいずれかから申し出が無い場合は、さらにその期間を1年間更新し、その後も同様とする。

（協議）

第5条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定書に定めのない事項については、必要に応じて、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が署名押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年3月16日

甲 結城市 教育委員会

教育長

小林



乙 白鷗大学 教育学部

学部長

仁平 義明

